

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 15 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件  |
| 厚生年金関係                        | 11 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 12 件 |
| 国民年金関係                        | 6 件  |
| 厚生年金関係                        | 6 件  |

## 静岡国民年金 事案 1214

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで

退職後の昭和48年4月に同居の母から国民年金への加入を勧められ、母のところに集金に来ていた国民年金委員に母の分と一緒に私の保険料を納付してもらったはずである。加入手続は婚姻後の49年2月ごろ、自分が市役所で行ったが、加入手続前に納付した時の「国民年金保険料組織納付カード」には集金人の領収印が押されており、母は同期間の保険料が納付済みとなっているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろ、その母親が申立期間の保険料を集金に来た年金委員に納付したと述べているところ、申立人が保管する「国民年金保険料組織納付カード」の申立期間の欄に、年金委員と思われる人物が同期間の保険料を領収したことを示す印が押されていることから、申立期間に係る保険料を納付したことは明らかである。

また、申立人は、申立期間の始期である昭和48年4月においては強制加入被保険者であったことになるが、申立期間中の同年5月に厚生年金保険被保険者であるその夫と婚姻しているため、同年同月からは強制加入被保険者の資格を喪失することになるところ、上記のとおり、同年5月及び6月の保険料を納付していることから、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、申立人は、同年5月に任意加入の申出を行ったとみなされ、上記納付済みである申立期間のうち同年5月及び6月については保険料を還付すること無く、納付済期間とすることが妥当である。

さらに、昭和 48 年 7 月以降も資格喪失の手続は行っていないことから、引き続き任意加入被保険者であったものとみなされる。

なお、申立人は、昭和 48 年 7 月から 49 年 1 月までは保険料を納付していないとしており、オンライン記録上も 49 年 2 月から納付済期間とされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年3月まで

私は、昭和45年12月に会社を退職し地元へ帰郷した後、48年ごろに知人からの勧めで市役所へ赴き国民年金の加入手続を行った。

市役所の窓口で、「国民年金保険料をさかのぼって納付すれば満額になる。」と言われ、当時は退職に伴う失業保険の給付金やアルバイト収入などがあり余裕があったので納付した。

市役所で納付した際、領収書を黄土色の年金手帳に<sup>は</sup>貼り付けた記憶がある。申立期間については保険料を納付していたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ、市役所の職員からさかのぼって保険料を納付できる旨を聞き、まとめて国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者の年金記録から49年3月ごろに払い出されたものとみられ、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出されたことが確認できないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測される。また、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる49年3月ごろは、第2回特例納付の実施期間であり、申立人は同特例納付を利用すれば、申立期間の保険料をすべて納付することは可能であった。

一方、申立人は上記昭和49年3月ごろ行ったとみられる国民年金加入手続後、すぐに昭和48年度分の保険料をまとめて現年度納付したことがうかがわれるところ、申立人は加入手続後、納付したと記憶する保険料額は1万円ぐらいであったとしており、これは49年3月ごろ申立期間の保険料及び48年

度分の保険料を納付した場合の金額（2万7,000円）からはかい離しており、申立人自身の「特に当時の保険料額に上乗せしてまでの納付はしていない。」とする記憶を踏まえても特例納付を行ったことまでは推認し難い。

しかしながら、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和49年3月ごろにこの時点で時効到達前（申立期間のうち昭和47年1月以降）であった過年度保険料及び昭和48年度分の現年度保険料を納付したとすると、これらの納付に必要となる金額は、申立人が納付したと記憶する金額に近いものとなる。

さらに、申立人が保険料を納付したとする市役所では、通常、過年度扱いとなる保険料は収納していなかったが、同市によると、昭和49年3月当時は特例納付実施期間でもあったため、市庁舎において年金相談をよく開催しており、社会保険事務所（当時）の職員も市に出張して来て相談に当たっていたと述べていることから、過年度保険料についても納付することが可能であった可能性がある。

以上から、申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月ごろにおいて時効となっていなかった47年1月から48年3月までの保険料について過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から11年2月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、母親が、自分の免除申請手続を市役所の国民年金課で行ってくれたことを記憶している。その際に、大学生であったので、在学証明書を取り寄せた記憶もある。

母親が同様に手続をした兄も学生時代は免除となっているのに、自分だけが免除となっていないのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が、申立人の在学期間に係る国民年金保険料の免除申請をしてくれたはずだと述べているところ、その母親は、申立人の免除申請を行った記憶があるとしている上、申立人の兄の在学期間に係る保険料免除の申請にも関与していることから、申請手続についての知識もあったと推認できる。

また、申立期間直前の平成7年4月から10年3月までの申立人の兄の在学期間に係る保険料が全額免除されていること、及び同期間から申立期間にかけて申立人の両親の給与所得に大きな変化は見られないことから、申立期間当時も、申立人の親元世帯の所得額は、学生に係る保険料免除の承認基準を満たしていたと考えられる。

一方、市の記録によれば、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格取得に伴う年金手帳の送達は平成10年10月6日であったことが確認できるところ、申立人の母親も「加入手続を行っていなかったが、納付書が届き、その後、免除申請をした。」としていることを踏まえると、少なくとも同年9月までに申立人の母親が申立人に係る免除申請を行ったことは推認し難い

上、制度上、免除期間は申請を行った月の前月からとされている。

これらのことから、申立人の母親は、平成 10 年 10 月に申立人に係る免除申請を行い、申立期間のうち同年 9 月から 11 年 2 月までの保険料が免除されていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 9 月から 11 年 2 月までの国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 1217

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月及び同年11月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月  
② 昭和38年11月から39年2月まで

私は、昭和38年9月から39年6月までの国民年金保険料を一度納付したにもかかわらず、還付とされたことにより、申立期間が未納期間及び未加入期間とされたことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人は国民年金制度開始当初から昭和39年6月まで継続して国民年金保険料を納付していたが、当該期間に厚生年金保険への加入期間が存在していたことから当該納付済期間のうち38年9月から39年6月までの保険料が同年12月に還付されたことが確認できる。

しかしながら、上記還付期間のうち、申立人が厚生年金保険被保険者であった期間に係る保険料の還付は妥当であるものの、申立期間においては、申立人は国民年金の強制加入対象者であったと考えられ、保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和46年7月1日にA事業所本社から同事業所B支店へ異動となったが、申立期間も継続して勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C事業所(A事業所の後継会社)から提出された人事台帳、同事業所の回答等から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和46年7月1日にA事業所本社から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、申立人と同時にA事業所本社から同事業所B支店に異動したすべての同僚について被保険者期間の欠落が生じ、又は、被保険者期間の欠落は無いものの異動に伴う資格取得日と資格喪失日が

一致していないことから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 46 年 6 月 21 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成18年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年8月までは、13万4,000円とし、同年9月から19年3月までは、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から19年4月1日まで

社会保険庁(当時)の記録では、A事業所で平成19年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになるが、当該事業所には18年4月1日から勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び申立人が提出した給与支払明細書から判断すると、申立人は、当該事業所に平成18年4月1日から継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、A事業所からの回答及び申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、平成18年4月から同年8月までは、13万4,000円とし、同年9月から19年3月までは、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の給与から申立期間の保険料を控除したが、申立てどおりの届出をしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、事業主が資格取得日を平成19年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る18年4月から19年3月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1249

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月21日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和54年9月1日からA事業所に継続して勤務しており、申立期間は、A事業所B工場から同事業所C工場へ転勤した時期であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所B工場から提出された申立人に係る辞令及び従業員台帳並びに当該事業所の回答から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和62年4月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の辞令において、A事業所B工場から同事業所C工場への異動日については、昭和62年4月1日となっているところ、A事業所B工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により確認できる資格喪失日は同年3月21日となっており、A事業所本社の現在の担当者は、「当社の給与締日は20日であるため、昭和62年3月20日付けの転勤日として事務処理を行い、異動先のC工場においては、同年4月1日を資格取得日として処理を行ったため、申立人の記録に空白が生じてしまったという事務誤りがあったのだ

と思う。」と回答していることから、同事業所B工場の資格喪失日は同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和62年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和62年4月1日とすべきところ、同年3月21日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年10月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、資格喪失日を訂正する届出が2年以上経過後に事業所から提出されたが、時効により保険料を徴収できないことから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない旨の回答を得た。

平成18年3月の1か月間を、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年10月1日、資格喪失日が18年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録、A事業所から提出された在籍期間証明書、個人給与台帳等により、申立人は、平成16年10月1日から18年3月31日まで、

当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、個人給与台帳から確認できる厚生年金保険料控除額及び平成 18 年 2 月のオンライン記録から、56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日の記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年2月から同年5月までは120円、同年6月から23年7月までは300円、同年8月から同年10月までは900円、同年11月から24年3月までは2,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月28日から24年4月1日まで

申立期間について、年金記録を確認したところ、空白があるとの回答を得たが、高等女学校を卒業した後の、昭和21年4月からA事業所に入社し、30年10月に退職するまでの間、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所が名称変更）から提出された入社名簿、社報の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所及び同事業所の元役員は、「申立人は申立期間に、A事業所本社C課に在籍し、Dの仕事をしていた。正社員として給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と証言している。

これらのことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同様の業務についていた複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和22年2月から同年5月までは120円、同年6月から23年7月までは300

円、同年8月から同年10月までは900円、同年11月から24年3月までは2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行について、B事業所は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 静岡厚生年金 事案 1252

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所B工場からA事業所C工場に異動となった時期であり、昭和43年4月に入社してから現在までA事業所に継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の雇用証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（平成3年4月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及びオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成3年4月1日とすべきところ、同年3月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月6日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月6日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月6日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月6日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月6日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月6日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、市役所に赴き国民健康保険の加入について問い合わせた際に、国民年金との同時加入が前提であるとの説明を職員から受けて国民年金に加入し、保険料を一括で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月から同年 12 月ごろまでの間に、市役所に赴き国民健康保険の加入について問い合わせた際に、申立人の妻と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付したはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 3 月 31 日に払い出されており、ほかに申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続を行ったものと推認されるが、この時点で申立期間は既に 2 年の時効期限を経過している上、特例納付実施期間でもなかったことから申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和 53 年 3 月ごろの時点では、申立期間直後の 51 年 1 月から 52 年 3 月までの過年度保険料は時効前であったことから納付することが可能であった上、申立人はさかのぼって納付したのは加入手続時の一度だけであると述べているところ、当該期間の保険料は納付済みとされており、納付期限から判断すると、遅くとも 53 年 4 月までには納付されたものと考えられることから、申立人が加入手続時にさかのぼって一括で納付したとしているのは、この過年度納付を指していると考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、その妻と一緒に申立期間の保険料を納付したと述べているが、その妻も申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1219

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 12 月まで

夫が、昭和 50 年ごろ、市役所に赴き国民健康保険の加入について問い合わせた際に、国民年金との同時加入が前提であるとの説明を職員から受けて国民年金に加入し、保険料を一括で納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、昭和 50 年 10 月から同年 12 月ごろまでの間に、市役所に赴き国民健康保険の加入について問い合わせた際に、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付したはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 3 月 31 日に払い出されており、ほかに申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ加入手続を行ったものと推認されるが、この時点で申立期間は既に 2 年の時効期限を経過している上、特例納付実施期間でもなかったことから申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の夫が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和 53 年 3 月ごろの時点では、申立期間直後の 51 年 1 月から 52 年 3 月までの過年度保険料は時効前であったことから納付することが可能であった上、申立人の夫はさかのぼって納付したのは加入手続時の一度だけであると述べているところ、当該期間の保険料は納付済みとされており、納付期限から判断すると、遅くとも 53 年 4 月までには納付されたものと考えられることから、申立人の夫が加入手続時にさかのぼって一括で納付したとしているのは、この過年度納付を指していると考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、その夫が、夫婦一緒に申立期間の保険料を納付したと述べているが、夫婦共に申立期間は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、4 年制大学を卒業した時に、親に勧められて国民年金に加入することを決めていた。当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれた母親は亡くなってしまったが、その母親が、役場で私の保険料を納付していたと思うので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付をその母親が行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 8 月に払い出されており、申立人の前後の同記号番号の任意加入被保険者の資格取得日が 53 年 7 月であること、及び申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて申立人の加入手続が行われたものと推認される。このことから、53 年 7 月ごろ行われたとみられる加入手続までは、申立人は国民年金には未加入とされていたことになり、保険料を納付することはできなかつたとみられる。

また、申立人は、申立期間当時、家の事はすべて母親に任せていたので、保険料についても納付してくれたのではないかとするのみで、その母親が申立人に係る加入手続及び保険料の納付を行ったことをうかがわせる具体的な記憶は無く、その母親も既に他界している。さらに、申立期間当時、申立人と同居していたことがあるとする申立人の姉は、申立期間は納付済みとされているが、当時、母親ではなく姉自身で納付していたのではないかと述べている上、申立人の国民年金に関する記憶も無いとしており、申立期間当時の状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる昭和 53 年 7 月

ごろの時点では、特例納付及び過年度納付の併用により申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったが、上記のとおり加入手続に至る経緯等の状況も不明であり、申立人の母親が申立期間の保険料をさかのぼって納付したことが推認できるまでの事情も見当たらない。

このほか、申立人の所持する年金手帳にも申立期間に係る国民年金の加入記録の記載は無い上、申立人の居住する町の国民年金被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

その上、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1221

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 47 年 10 月まで

私が昭和 42 年 5 月 2 日に厚生年金保険を脱退後、47 年 11 月 16 日に厚生年金保険に加入するまでの期間について国民年金保険料を納付していた記憶がある。

納付方法は、町内の人が集金に来たので現金で納付した。申立期間に保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職を契機として国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を町内の集金により納付したと述べているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、ii) 申立人は申立期間当時、国民年金手帳を所持していなかったと述べているところ、申立人の所持する国民年金手帳は 48 年 2 月 2 日に発行されていることから、このころ、申立人は夫婦同時に初めて国民年金の加入手続を行い、同年同月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたと考えられる。このことから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入とされていたことになり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載が無い上、昭和 47 年度の検認記録のページの昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月までの欄に「納付不要」のゴム印が押されていることが確認でき、上記のとおり、48 年 2 月ごろ国民年金加入手続を行ったとみられることとの矛盾は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を町内の集金により納付していたと

述べているところ、申立人が上記のとおり、昭和 48 年 2 月ごろ国民年金加入手続を行った場合でも、この当時申立人が居住していた市では、その後も長く町内の集金による保険料の徴収が行われていたことがうかがえることから、申立人は同年同月ごろとみられる国民年金加入手続の時期を 42 年 5 月の退職時として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 47 年 10 月まで

私は、夫が昭和 42 年 5 月 2 日に厚生年金保険の資格を喪失後、47 年 11 月 16 日に厚生年金保険に加入するまでの期間について国民年金保険料を納付していた記憶がある。

納付方法は、町内の人が集金に来たので現金で納付した。申立期間に保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の退職を契機として一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を町内の集金により納付したと述べているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 1 月に夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、ii) 申立人は申立期間当時、国民年金手帳を所持していなかったと述べているところ、申立人の所持する国民年金手帳は 48 年 2 月 2 日に発行されていることから、このころ、申立人は夫婦同時に初めて国民年金の加入手続を行い、同年同月に国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたと考えられる。このことから、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入とされていたことになり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載が無い上、昭和 47 年度の検認記録のページの昭和 47 年 4 月から 48 年 1 月までの欄に「納付不要」のゴム印が押されていることが確認でき、上記のとおり、48 年 2 月ごろ国民年金加入手続を行ったとみられることとの矛盾は無い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を町内の集金により納付していたと述べているところ、申立人が上記のとおり、昭和 48 年 2 月ごろ国民年金加入手続を行った場合でも、この当時申立人が居住していた市では、その後も長く町内の集金による保険料の徴収が行われていたことがうかがえることから、申立人は同年同月ごろとみられる国民年金加入手続の時期を 42 年 5 月の申立人の夫の退職時として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 63 年 10 月まで

私は、母親から、昭和 63 年 11 月に私の国民年金の加入手続を行った際に、当時、大学生だった私の国民年金保険料を 2 年分さかのぼって納付したと聞いている。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 11 月ごろ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、2 年間分さかのぼって国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の被保険者の状況からみて、同年 12 月ごろに払い出されたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の主張どおり、この時期に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、申立人は申立期間当時、学生であったことから国民年金への加入は任意であり、制度上、申立期間までさかのぼって資格を取得することはできず、同期間の保険料をさかのぼって納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳、申立期間当時居住した市の国民年金被保険者名簿ともに、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界しており、当時の状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月 2 日から同年 9 月 4 日まで  
(A 事業所)  
② 平成 3 年 8 月 21 日から 13 年 7 月 1 日まで  
(B 事業所)

申立期間①及び②について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A 事業所及び B 事業所では、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の A 事業所における雇用保険の被保険者記録では、平成 2 年 9 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立人は、当時の居住地であった C 市で、平成元年 12 月 28 日から 2 年 9 月 6 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間①中に 20 歳に到達し、そのときから A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡ができず、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が B 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、D事業所（B事業所の本部であり、給与計算の代行業務をしている事業所）によると、「B事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、E職種は厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間②中を通して国民年金に加入し、一部期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B事業所の同僚は、「自分は国民年金に加入している。厚生年金保険料が給与から控除されたことは無い。」と証言している。

さらに、申立人は、居住地であったC市で、平成11年3月24日から13年7月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1259

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 59 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所で勤務していたのは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び申立期間当時の役員の証言により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の入社時期及び勤務期間を特定することはできなかった。

また、上述の役員は、「申立期間当時のA事業所では、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にセットで加入させていたが、個々の事情により社会保険に加入していない者もいた。」と証言しており、申立人は申立期間に係る雇用保険についても被保険者記録が確認できないことから、申立人は厚生年金保険にも加入していなかったことがうかがえる。

さらに、現在のA事業所の事業主は所在が不明であり、申立期間当時の事業主及び給与関係の事務をしていた事業主の妻は既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 57 年 5 月 21 日から 59 年 4 月 21 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から24年4月まで  
② 昭和24年5月から25年11月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間を問い合わせたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

私は、昭和22年4月にA事業所に入社し、申立期間①にB支店で勤務し、申立期間②にC支店で勤務したことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①は、A事業所B支店に勤務し、申立期間②は、A事業所C支店に勤務していた。また、本社の所在地はD県である。」と述べているところ、オンライン記録において、申立期間に係るB県、C県及びD県内ではA事業所と同一及び類似する名称の厚生年金保険適用事業所は確認できなかった。

また、オンライン記録により、B県、C県及びD県以外の当該事業所と同一及び類似する名称の適用事業所について調査したところ、E市において、A事業所E支店が確認でき、商業登記簿謄本においてもA事業所の支店であったことが確認できるが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の者及び事業主は、オンライン記録によれば、申立期間①及び②当時における厚生年金保険の被保険者記録の確認はできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 1 月 11 日まで  
② 昭和 31 年 1 月 18 日から 33 年 9 月 3 日まで  
③ 昭和 35 年 2 月 6 日から 36 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間③に係る事業所を退職後、平成 3 年 12 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間である 3 回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1262

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 12 月から 26 年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A 事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所に勤務していたとして、当該事業所に入社した経緯及び業務内容について詳細に証言している。

しかし、申立人が申立期間と一緒に勤務していたと記憶する同僚について、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したが、同僚の氏名は見当たらない。

また、B事業所（A事業所が名称変更）の元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入させている者と、させていない者がいたと思う。」と回答している。

さらに、B事業所は閉鎖し、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、C事業所（B事業所の親会社）に照会したが、申立期間当時の資料の保管は無く、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 24 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 23 日から 41 年 7 月 21 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 11 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。